



あきたさん家の物語

第8話 一郎さんの就職活動、活発化！

リストラから半年が経ち、雇用保険の受給や住宅ローンの返済期間延長など、いろいろな制度を活用し、ようやく生活が落ち着いてきたあきたさん一家。でも、一郎さんは一日でも早く就職しようと、ハローワークに通い続けています。

就職難は年齢に関係なく深刻です。3、4月ごろは若い人たちがハローワークはとも混雑していました。

一郎さんは「私のように40、50歳代にとって求人票の条件は厳しくて…。もっと、じっくり探すことができないかな」と思い、インターネットで情報を集めることにしました。

一郎さんがみつけたのは、ハローワークのインターネットサービス。このホームページは、毎日更新され、現在の求人情報が一覧できるようになっています。一郎さんの希望職種は、半導体関連の機械製造会社に24年間勤めた経験をいかすことができる機械技術系。しかし、検索して出てくる求人票も、やはりほとんどに25～35歳という年齢制限があります。

ハローワークの窓口を通し、求人先に年齢制限について問い合わせてみると、「勤めている人の年齢構成がかたよらないように年齢制限を行っているようです。要件に該当する年齢の2～3歳くらいの範囲であれば、紹介しないこともないのですが…」との答えに、現実を実感した一郎さんでした。

それでも、めげずに何社か面接はしてみた一郎さんでしたが、求人の条件をクリアできず就職活動はうまくいきません。

そんな時、大手企業を辞め、自分で起こした会社が成功したという人の記事を新聞で見た一郎さん。「そうか、自分で会社を起こすのも一つの方法か…」と思い、会社づくりに必要なノウハウを相談に市役所を訪れてみることにしました。

次回 自分で会社を起こすための支援策を相談に工業労政課を訪れます

問い合わせ

秋田市緊急経済・雇用対策本部 ☎(866)2114
ハローワークインターネットサービス…

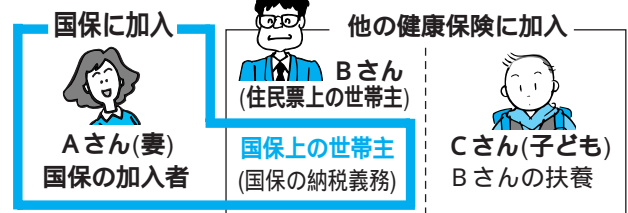
<http://www.hellowork.go.jp/top.html>

国民健康保険上の世帯主変更ができるようになりました

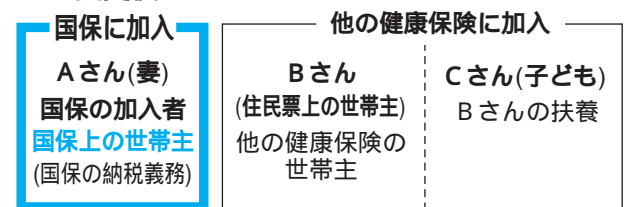
国民健康保険はこれまで、世帯でだれかが国保に加入している場合、住民票上の世帯主を、たとえその世帯主が他の健康保険に加入していても、国保上の世帯主とみなして国保税の納付義務などを課していました。

このたび、下記の条件を満たすと、国保に実際に加入している人を国保上の世帯主に変更することができるようになりました。変更後は国保加入者(国保上の世帯主)に国保税の納付義務などを課することになります。

例 変更前



変更後



世帯主を変更できる条件

住民票上の世帯主が他の健康保険の加入者であり、世帯員の一部が国保に加入しているか、国保に加入すること
住民票上の世帯主の同意を得ていること
住民票上の世帯主が国保税を完納しており、世帯主を変更したあとも、保険税の納付や各種届出義務を確実に果たすことが見込まれ、国保事業の運営上支障がないと認められること

手続きに必要な物

世帯主変更届 住民票上の世帯主の同意書
国民健康保険証 印鑑
世帯主変更届と同意書は国保年金課でさしあげます

届け出場所

市役所国保年金課16番窓口
新屋支所や土崎支所、市民課では手続きができません

注意事項

世帯主変更後に国保税の滞納など国保事業の運営上で支障が生じた場合、または生じるおそれがあると認められた場合には、国保上の世帯主を住民票上の世帯主に変更させていただくことがあります
住民票上の世帯主が国保に加入した場合は、国保上もそのまま世帯主となります

問い合わせ 国保年金課 賦課担当 ☎(866)2099